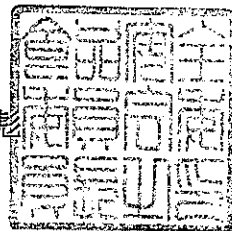




府食第1023号
平成20年9月25日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

食品安全委員会
委員長 見上 彪



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成20年9月25日付け厚生労働省発食安第0919004号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が食品安全委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、以下の場合は、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の「ネオテーム」の成分規格における試験法について、次の改正を行う場合。

（現行規格）

純度試験 (4) ヒ素 As_2O_3 として4.0 $\mu g/g$ 以下 (0.50 g, 第1法, 装置B)

（改正案）

純度試験 (4) ヒ素 As_2O_3 として4.0 $\mu g/g$ 以下 (0.50 g, 第3法, 装置B)